秋田県公安委員会規則第2号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年3月22日

秋田県公安委員会委員長 中 嶋 日 吉

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
略					略				
別表第2(第8条の2関係)					別表第2(第8条の2関係)				
種別	路線番号	路線名	区間		種別	路線番号	路線名	区間	
略	略	略	略		略	略	略	略	
大館市 道	14316号	略	略		大館市 道	14316号	略	略	
	14703号	<u>有浦東</u> <u>台線</u>	大館市字観音堂306番から同市柄沢字小柄沢155番1まで						
	17127号	略	略			17127号	略	略	
	略	略	略			略	略	略	
略	略	略	略		略	略	略	略	
略		•			略		•		

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。